

# 新宿区立西早稲田中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

## 新宿区いじめ防止等のための基本方針(抜粋)

### (1) 基本理念

- ・いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組みます。
- ・いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- ・子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、これを解決します。

### (2) 組織等の設置

- ・子ども学校サポート部会の設置
- ・学校問題支援室の設置
- ・学校問題等調査委員会の設置

## 1 いじめ防止に関する学校の考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されない行為である。またいじめの問題は特定の生徒の問題ではなく、国の調査による、9割以上の生徒がいじめに関わりをもつたことがあることの実態を踏まえ、いじめ問題を学校における最重要課題の一つと捉えている。そのために生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、学校、家庭、地域、関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、夢と希望をもち、豊かに生きる生徒たちを育んでいく。

## 2 いじめに対する基本姿勢

- (1) いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、「いじめは絶対に許さない」学校づくりに計画的、組織的に取り組む。
- (2) 学級等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感、自己肯定感の涵養に努める。
- (3) 生徒が自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める生徒の育成を目指す。
- (4) 保護者との信頼関係をつくり、地域や関係諸機関との連携を努め、いじめのない社会の実現を目指す。

## 3 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめとは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為

(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

#### 4 いじめの解消

いじめの解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している。②被害者が心身の苦痛を受けていない。(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)という2つの要件が満たされていることが必要である。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### 5 学校いじめ防止等に関する組織の設置

いじめ防止のための取組、関係機関等との連絡調整をいじめ防止対策委員会を中心に行う。また、いじめやいじめの疑いが発見された場合は、直ちにいじめ防止対策委員会(校長、副校長、各学年主任、生活指導主任、養護教諭、SC)を開き、迅速に対処する。

#### 6 いじめの未然防止

##### (1)人権教育の充実

人権尊重の理念を教職員が認識し、生徒一人ひとりに理解させることで、すべての教育活動を通して常に人権尊重の視点をもち、生徒の人権が守られる学校、学級づくりに取り組む。

##### (2)道徳教育、体験活動等の充実

生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼関係や友情を育み、善悪の判断などの規範意識をもち、いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育てる。また、教育活動に計画的、系統的に体験活動を取り入れることで、仲間意識や自己肯定感、自尊感情等を育む。

##### (3)生徒による主体的な取組の充実

いじめの防止は生徒自らの行動変容が必要なため、生徒会活動等の生徒の自主活動の充実を図り、生徒がいじめ防止に主体的に取り組めるようにする。

#### 7 いじめの早期発見

##### (1)ふれあい月間

6月、11月、2月の年3回を「ふれあい月間」と位置づけ、生徒同士の友人関係を見直す機会とし、いじめや不登校等の早期発見、早期対応、未然防止、課題の改善等につながる取組を行う。

<主な内容> アンケート等による調査及び分析、当該生徒との面談と対応  
相談機関の紹介、いじめ防止等に向けた校長講話 等

## (2)教育相談体制の充実

スクールカウンセラーによるカウンセリング(1年生は入学後に全員面接を実施)

### 8 いじめの対処

教職員はいじめを発見し又は相談を受けた場合には直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、組織的に対処していく。また指導に際しては、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。謝罪や責任を問うことだけでなく、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。必要に応じて保護者の協力を得て、関係機関、専門機関等と連携していく。

### 9 家庭、地域との連携

生徒を取り巻く多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築していく。

### 10 重大事態への対応

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)に基づき、教育委員会へ報告するとともに、速やかに客観的な事実関係を調査する。

### 11 評価・改善

いじめ防止等のための取組状況を学校評価等の評価項目に位置づけるなど、定期的に点検、評価を行い見直していく。なお学校評価に当たっては、いじめの認知件数のみを評価対象とせず、生徒や地域の実情等を踏まえて、組織的対応の観点で評価されるよう留意する。また、地域協働学校運営協議会においても、取組状況の点検、評価を行い、改善に努める。

#### <参考>いじめ防止のための取組の年間計画

月	取り組み内容
4月	SCIによる1年生全員アンケート・面接、教員のいじめ防止等のための方針の確認、教育面談
5月	SCIによる1年生全員アンケート・面接
6月	ふれあい月間、SCIによる1年生全員アンケート・面接
7月	情報モラルについて・SCIによる1年生全員アンケート・面接、教育面談
8月	教員のいじめ防止等のための方針の確認
9月	セーフティ教室
10月	道徳授業地区公開講座
11月	ふれあい月間
12月	教育面談
1月	教員のいじめ防止等のための方針の確認
2月	ふれあい月間
3月	教員のいじめ防止等のための対応の振り返り、引継ぎ